(tt)　表の「区分」の欄に「R20」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(uu)　表の「区分」の欄に「R21」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の六十三パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(vv)　表の「区分」の欄に「R22」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の六十六・六パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ww)　表の「区分」の欄に「R23」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の六十七パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(xx)　表の「区分」の欄に「TRQ」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める当該品目に適用可能な関税割当ての条件に従うものとする。

(yy)　表の「区分」の欄に「Xb」を掲げる品目に分類される原産品の関税は、関税の撤廃又は削減に関する約束の対象から除外される。当該原産品の関税については、基準税率とする。

(zz)　表の「区分」の欄に「Xq1」を掲げる品目に分類される原産品は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(aaa)　表の「区分」の欄に「Xq2」を掲げる品目に分類される原産品は、日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(bbb)　表の「区分」の欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、第一編1及び(a)から(yy)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　日本国の表の「注釈」の欄に「SG—n」を掲げる品目に分類される原産品については、第C節の規定の適用を受ける。

3　日本国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目に分類される原産品の取扱いは、第二・八条3及び4の規定に基づく見直しの対象となる。

4　第一編6の規定は、関税分類番号二一〇六一〇・二一九及び二一〇六九〇・二八三の品目に分類される原産品の関税については、適用しない。

第B節　日本国の関税割当て

1　一般規定

(a)　前節1(xx)の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「TRQ—n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該品目の関税割当ての条件に従うものとする。

(b)　この節に定める関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満である場合には、各関税割当てに基づく一年目の合計割当数量については、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この(b)の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位を適用することを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(c)　この節において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2

TRQ—1　小麦製品

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇〇
二	一二〇
三	一四〇
四	一六〇
五	一八〇
六	二〇〇
七年目及びその後の各年	二〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四三〇・〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に分類される原産品について適用する。